

第
4189
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 2月28日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 申告不要の配当所得

Q：一定の配当所得は、確定申告が不要と聞きました。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

配当所得がある場合でも、次の場合は確定申告が不要となっています。

- ①内国法人から受ける配当(②以下のものを除く)で、1回の配当が10万円以下(配当の計算期間が1年の場合)であるもの
- ②内国法人から受ける上場株式等の配当等のうち、大口株主(配当に係る事業年度終了の日において、発行済株式総数の5%以上の株式を有している者)以外の者が受け取るもの
- ③内国法人から受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が一定の公募により行われたもの(④を除く)
- ④特定投資法人の投資口の配当等
これらの配当は、確定申告が不要ですが、次のいずれか有利な方法を選択することも認められています。
 - イ. 確定申告をせずに、20%(上記の上場株式等は7%)の源泉徴収で完結する方法
 - ロ. 確定申告をして配当控除や源泉徴収税額の税額控除を受ける方法
 - ハ. 上場株式等の譲渡損失がある場合で、上場株式等に係る配当所得と譲渡損失を損益通算して税額の還付を受けるために確定申告する方法

